

旧法人名	自動車事故対策センター	政府貸付額	19,594,800,000円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人自動車事故対策機構	政府貸付額	17,396,458,341円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成15年10月1日	増減額	△2,198,341,659円
政府貸付額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）（抄） 附則 （政府が有する債権の免除） 第三条 政府は、旧法第31条第1項第3号及び第4号の業務に必要な費用に充てるため政府から旧法第40条の規定によりセンターに貸し付けた資金であって政令で定めるものに係るセンターに対する債権を免除するものとする。</p> <p>独立行政法人自動車事故対策機構法施行令（平成15年政令第295号）（抄） （免除するものとする債権の額等） 第五条 法附則第三条の規定により免除するものとする債権の額は、機構がセンターから承継する負債のうち旧貸付業務に係るものの金額から、機構がセンターから承継する資産のうち旧貸付業務に係るものの価額を差し引いた額とする。</p>		
政府貸付額が増減した理由	<p>会計基準の変更に伴う貸倒引当金の増加による政府貸付金の免除（約△22億円） （参考）・ 貸倒引当金は、センター時代には、貸付金残高に対し30/1000を計上（会計規程実施細則第87条等） ・ 独立行政法人化に伴い会計基準が変更となり、貸倒引当金は、債務者の財政状態等に応じて「一般債権」「貸倒懸念債権」「破産債権等」に区分し、それぞれの区分ごとの貸倒見積高をもって計上（独立行政法人会計基準第29第2項） ・ その結果、承継時には、センター時代と比較して、貸倒引当金を約22億円増額して計上</p>		
備考			